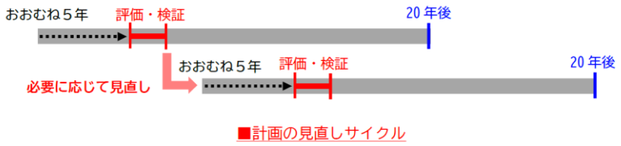
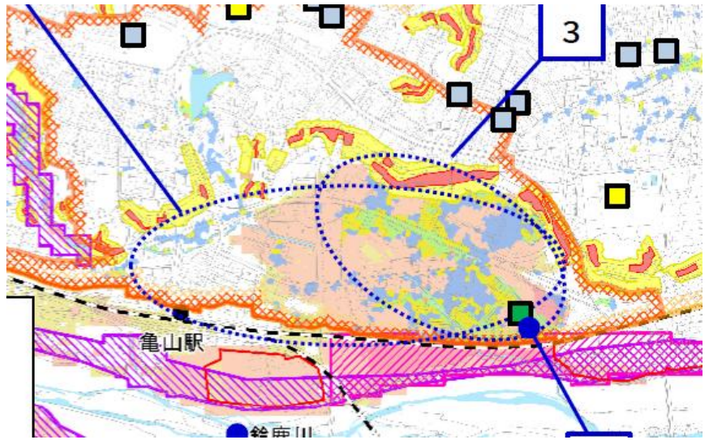
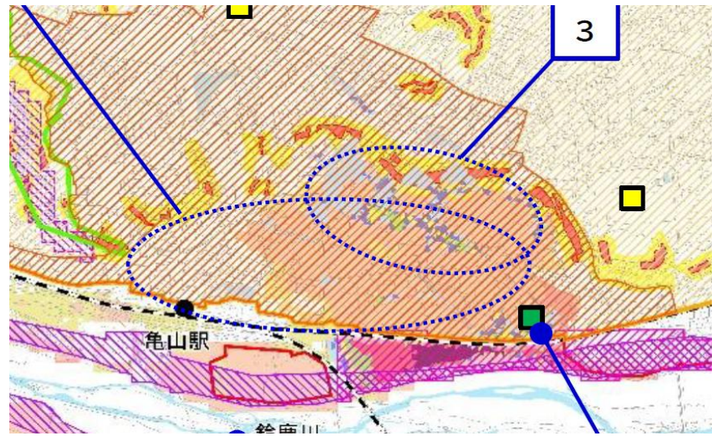
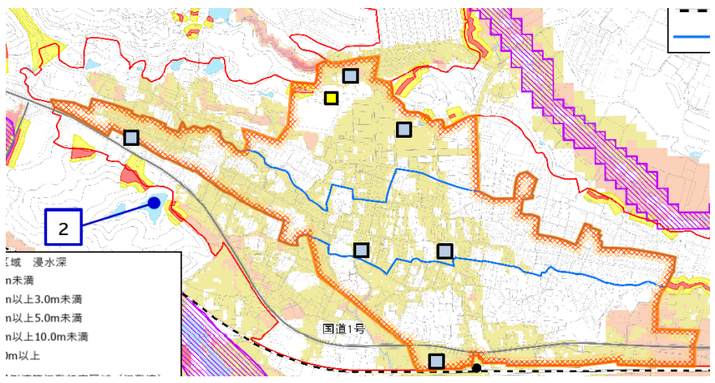
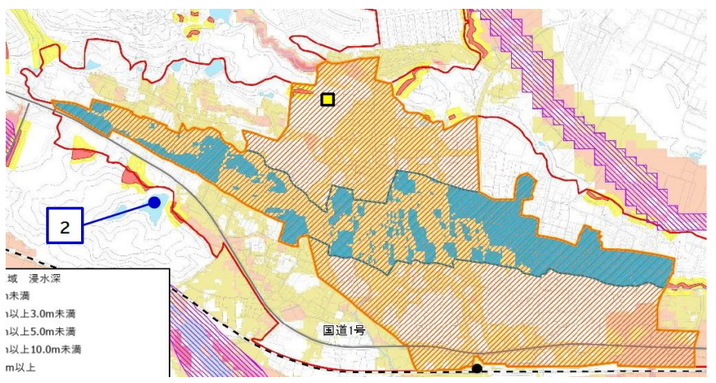
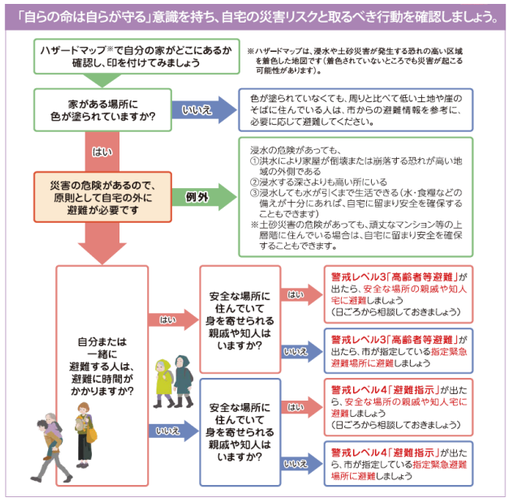
第４７回亀山市都市計画審議会における「亀山市立地適正化計画（改定案）」への意見とその対応

No.	意見要旨	市の対応	頁	新	旧
1	計画の評価・検証の時期などを明確にすること。	計画の評価・検証および計画の見直しの流れ等に関する記載を追記しました。	6	第１章 立地適正化計画とは － ３．計画の概要 （２）計画期間と計画の見直し （略） このことから、本計画の目標年は定めず、おおむね５年ごとに都市の動向や定量的目標の推移等を中心に評価・検証を行うとともに、必要に応じて、その20年先を展望して、計画を見直すこととします。また、本市の将来都市構造に大きな影響を与える都市動向の変化が生じる場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。なお、（略）・・・  ■計画の見直しサイクル	（２）計画期間と計画の見直し （略） このことから、本計画の目標年は定めず、おおむね５年ごとの見直しの都度、その20年先を展望して、見直しを行うこととします。なお、 （略）・・・
2	用途地域が指定されていない区域を居住誘導区域に含めることが立地適正化計画のルール上で可能か改めて確認すること。	ルール上可能であることを確認しました。	85		
3	居住を誘導する施策について、具体的な内容が分かるよう、計画への記載や市民への情報発信の方法について検討すること。	事業化されている施策については、事業名を記載しました。	87 ～ 88	第６章 居住誘導区域 － ４．居住を誘導する施策 （２）本市が実施または検討する施策 ①市街地への居住供給の促進施策 ・土地利用の活性化：宅地の円滑な土地利用の促進に向けた地籍調査の実施［地籍調査事業］ ②市街地での住宅等取得の促進施策 ・住宅取得への支援：住宅の新築又は中古住宅の購入への支援［住宅取得支援事業］ ・空き家、空き地活用への支援：空き家・空き地、低未利用地等を活用し居住する者に対する支援［空家等対策事業］ ・狭あい道路改善支援：狭あい道路の改善に向けた後退用地の確保等に対する支援［狭あい道路後退用地整備事業］ ③魅力あるまちなか居住環境の創出 ・日常の生活利便施設等の誘致：空き店舗等の活用支援［創業・経営支援事業］ ・バス交通の確保：地域公共交通の再構築による持続可能で効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成［地域公共交通維持確保事業］	（２）本市が実施または検討する施策 ①市街地への居住供給の促進施策 ・土地利用の活性化：宅地の円滑な土地利用の促進に向けた地籍調査の実施 ②市街地での住宅等取得の促進施策 ・住宅取得への支援：住宅の新築又は中古住宅の購入への支援 ・空き家、空き地活用への支援：空き家・空き地、低未利用地等を活用し居住する者に対する支援 ・狭あい道路改善支援：狭あい道路の改善に向けた後退用地の確保等に対する支援 ③魅力あるまちなか居住環境の創出 ・日常の生活利便施設等の誘致：空き店舗等の活用支援 ・バス交通の確保：地域公共交通の再構築による持続可能で効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成
4	機能が集積することでにぎわいが生まれるイメージが湧きやすいような表現を検討すること。	にぎわいに関する記載を追記・修正しました。	110	第７章　都市機能誘導区域と誘導施設 －　６．都市機能を誘導するための施策 その際には、誘導区域内での誘導施設の整備について、以下のような国及び市による支援策があることを周知し、区域内への誘導を進めることにより、居心地が良く歩きたくなるようなにぎわいの拠点づくりなど、各区域の特徴に応じた魅力的な空間の創出に努めます。	その際には、誘導区域内での誘導施設の整備について、以下のような国及び市による支援策があることを周知し、区域内への誘導を進めるとともに、魅力的な環境の整ったにぎわい拠点の創出に努めます。

No.	意見要旨	市の対応	頁	新	旧
5	全国的に浸水被害が甚大化する中、誘導区域における災害リスクの低減と都市機能の維持を図ることに関して、より強い書き込みを検討すること。	都市機能の喪失が市民生活に多大な影響を及ぼすことや防災対策を強化していく旨の記載を追記しました。	130	■第８章 防災指針 － ５．具体的な取組 （１）居住誘導区域・都市機能誘導区域における安全対策に関する基本的な考え方 本市の居住誘導区域内における主な災害リスクは、市内を横断する鈴鹿川・椋川の洪水氾濫による浸水リスクや内水氾濫による浸水リスク、山地・丘陵地・段丘崖といった斜面が多く存在する地形特性から土砂災害リスク等が存在していますが、こうした災害リスクを全て除去することは困難であるため、河川改修や市街地整備等のハード対策と避難体制の確保等のソフト対策の両面から、災害リスクの低減を図ります。 特に都市機能誘導区域については、商業、医療、福祉等の集積を図るエリアであり、これらの都市機能を喪失すると市民生活に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、災害によって都市が致命的な被害を負うことがないよう、市街地における防災・減災対策の強化に努めるとともに、国・県等の関係機関とより一層の連携・調整を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	（１）居住誘導区域・都市機能誘導区域における安全対策に関する基本的な考え方 本市の居住誘導区域内における主な災害リスクは、市内を横断する鈴鹿川・椋川の　　浸水リスクや　　、山地・丘陵地・段丘崖といった斜面が多く存在する地形特性から土砂災害リスク等が存在していますが、こうした災害リスクを全て除去することは困難であるため、河川改修や市街地整備等のハード対策と避難体制の確保等のソフト対策の両面から、災害リスクの低減を図ります。
6	浸水想定区域の浸水深と内水浸水想定区域の浸水深の２つが表記され、読み取りにくいため、修正を検討すること。	居住誘導区域の表示等を修正しました。	131	■第８章 防災指針 － ５．具体的な取組 （３）各エリアにおける取組 ①亀山中央居住誘導区域・都市機能誘導区域 	（３）各エリアにおける取組 ①亀山中央居住誘導区域・都市機能誘導区域 
7	関居住誘導区域の中心部に青く着色されている箇所について確認し、凡例を追加するなど必要に応じて修正すること。	青く着色されている箇所を削除しました。	132	■第８章 防災指針 － ５．具体的な取組 （３）各エリアにおける取組 ②関居住誘導区域・都市機能誘導区域 	（３）各エリアにおける取組 ②関居住誘導区域・都市機能誘導区域 

No.	意見要旨	市の対応	頁	新	旧
8	防災指針に各区域における具体的な避難の内容を追加すること。	避難行動に関する記載を追加しました。また、指定避難所に加え、指定緊急避難場所の位置を明示し、避難先を明確にしました。	134	■第８章 防災指針 － ５．具体的な取組 （４）避難行動について 災害時における避難行動については、内閣府（防災担当）が作成した「避難情報に関するガイドライン」において、各居住者等の居住地の地形、住宅構造、家族構成等には違いがあることから、市町村が一人一人の事情に即して避難情報の発令を行うことは困難である等、自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要であるとされています。 こうした基本的な考え方の下、本市では、避難情報が発令された場合、その対象区域の方は、直ちに指定避難所（指定緊急避難場所）への避難又は安全な親族・知人宅等への避難を基本とした避難行動をとることと、避難先は市指定の避難所（避難場所）だけではなく、あらかじめ避難可能な安全な親族・知人宅を考えておく必要があること等について、市民に広く周知しています。 今後も、市民一人ひとりが適切な避難行動を取ることができるよう、災害時における避難情報の迅速かつ的確な発信と併せ、自助・共助の取組を促進します。  ※各エリア図に指定緊急避難場所を明示	（記載なし）